



ご確認ください

- 本商品は、フコクしんらい生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険制度の対象外となります。(保険契約者保護制度の対象となります。)
- 本商品にご加入いただくか否かが、募集代理店(信用金庫)とお客さまとの他の取引に影響を与えることはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、解約返戻金額などが借入元利金合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、借入金を保険料に充当してこの商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、募集代理店(信用金庫)で生命保険をお申し込みいただけない場合があります。
- 募集代理店(信用金庫)の保険募集指針および相談窓口については募集代理店(信用金庫)にご確認ください。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- フコクしんらい生命は生命保険契約者保護機構の会員です。生命保険契約者保護機構につきましては、「契約締結前交付書面(ご契約の概要/注意喚起情報)」、「『ご契約のしおり・約款』」をご確認ください。
- 生命保険募集人(信用金庫の担当者)は、お客さまとフコクしんらい生命との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対してフコクしんらい生命が承諾したときに有効に成立します。

担当者(募集代理店である信用金庫の生命保険募集人)の権限などに関する照会先

フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室 TEL : 0120-700-651 (通話料無料)
 受付時間 9:00~18:00(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

- 「契約締結前交付書面(ご契約の概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」は2025年1月現在の税制にもとづいて作成しています。
- 本商品のご検討・お申込みに際しては、必ず重要事項を説明した書面である「契約締結前交付書面(ご契約の概要/注意喚起情報)」をご確認ください。
- ご契約後のご照会・お申出などにつきましては、お客さま専用の連絡先となる「フコクしんらい生命 お客さまサービス室」で承ります。

フコクしんらい生命 お客さまサービス室

TEL 0120-700-651 受付時間 9:00~18:00
 (通話料無料)(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

主な
サービス内容

- 契約内容に関するご照会
 - 各種手続き方法に関するご案内*
- *住所、電話番号および契約内容の変更・年金等の支払手続きに関するご照会等

[募集代理店]

[引受保険会社]

フコクしんらい生命保険株式会社

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1
 TEL 03-6731-2100(代表)
 ホームページ <https://www.fukokushinrai.co.jp>

SK2504-A11

募AFS1424016(25.2)

フコクしんらい定額年金

しんきんらいふ年金FS

3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険

一時払型



医師の診査や
健康告知は不要で
お申し込みいただけます。

HELLO KITTY © 2025 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L654640

契約締結前交付書面(ご契約の概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「ご契約の概要」「注意喚起情報」は、ご契約の内容などに関する重要な情報を記載しています。
 ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

※この「契約締結前交付書面(ご契約の概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」中の「当社」は「フコクしんらい生命保険株式会社」を指します。



この商品はフコクしんらい生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

一時払個人年金保険のお申込みは信用金庫へ

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

引受保険会社





今から始めましょう、未来の

ライフプランニング

老後の生活資金を計画的に準備できます

✓ 加入時に定めた年金額または一括受取額をお受け取りいただけるので、計画的な資産形成に適しています。

趣味やライフイベント・老後へのそなえにお役立ていただけます



一括で受け取るか、年金で受け取るかによって、所得の種類が変わります

(例) 一時払保険料…500万円、一括受取額…515万円、5年確定年金額…105万円の場合

据置期間10年

一時所得 一括受取 を選択した場合

一時所得

$$\{(5,150,000\text{円} - 5,000,000\text{円}) - \text{特別控除}500,000\text{円}\} \times \frac{1}{2} \leq 0$$

課税対象額=

0円

※ その年中に他の一時所得(懸賞の賞金など)がない場合

雑所得 5年確定年金 を選択した場合

必要経費割合

$$\frac{5,000,000\text{円}}{\div (1,050,000\text{円} \times 5\text{年})} = 0.96 \text{ (小数点以下第3位切上げ)}$$

必要経費

$$1,050,000\text{円} \times 0.96 = 1,008,000\text{円}$$

雑所得の金額

$$1,050,000\text{円} - 1,008,000\text{円} = 42,000\text{円}$$

課税対象額=

42,000円

(注) 仮定の数値であり、ご契約時の一括受取額・年金受取額により異なります。※一時所得、雑所得ともに総合課税の対象となります。

しんきんらいふ年金FS(一時払型)は、相続対策にも活用できます

✓ 死亡保険金*には相続税の非課税枠があります

死亡保険金*の非課税枠<相続税法第12条>

$$\text{非課税枠} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人数}$$

- 保険契約者と被保険者が同一で、かつ死亡保険金受取人が相続人であるご契約に限り、死亡保険金の非課税枠の適用が可能です。
- 他の保険商品すべての死亡保険金などと合算して、上記の金額までは相続税が非課税となります。

✓ 生命保険は、お金に「あて名」をつけられます

死亡保険金*は受取人固有の財産です

- 死亡保険金*は判例上、特段の事情がない場合、受取人固有の財産とされています。

死亡給付金受取人を指定できます



*しんきんらいふ年金FSでは「死亡給付金」、「災害死亡給付金」が該当します。

しんきんらいふ年金FS (一時払型) のしくみ

と5つの特徴

※「しんきんらいふ年金FS」はフコクしんらい生命保険株式会社を引受保険会社とする3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険の愛称です。

老後の生活資金を
計画的に準備 できます

加入時に定めた年金額または一括受取額をお受け取りいただけるので、計画的な資産形成に適しています。

受取方法は3種類から
選択できます

2つの年金受取方法(支払期間5年または10年の確定年金)と一括でのお受取りの3種類からお選びいただけます。

⚠️ 一括でお受け取りいただく場合、**年金の受取手続き時に年金に代えて一括でのお受取りを選択していただく必要があります。(ご契約時には一括でのお受取りは選択できません。)**

万が一のときは
死亡給付金が支払われます

死亡給付金は一時払保険料を下回ることはありません。

税制上の特典
があります

一定の条件をみたしていれば、一時所得の対象となり、「特別控除」が受けられるなどの税制上の特典があります。

⚠️ 2025年1月現在の税制にもとづきますので、今後変更となる場合があります。

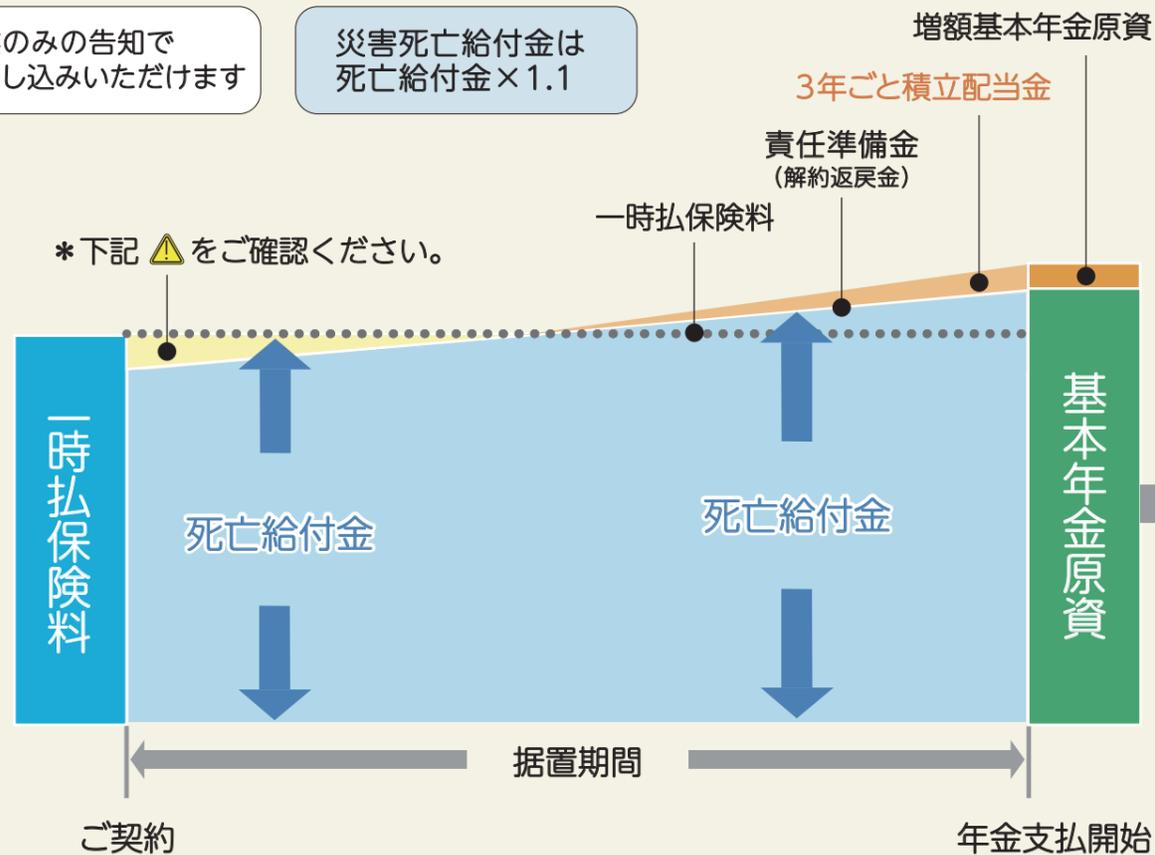
配当金の可能性
があります

⚠️ 増額基本年金・増加年金・3年ごと積立配当金による一括受取額は、いずれも契約者配当金を原資としていますので、契約者配当金の有無およびその金額の影響をうけます。このため、運用実績などによっては、お支払いできないこともあります。

しくみ図(イメージ図)

職業のみの告知で
お申し込みいただけます

災害死亡給付金は
死亡給付金×1.1

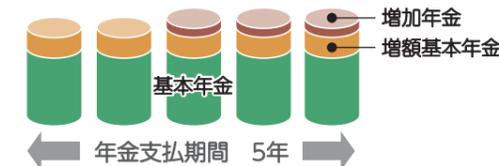


*下記 ⚠️ をご確認ください。

お受取方法が
選べます。

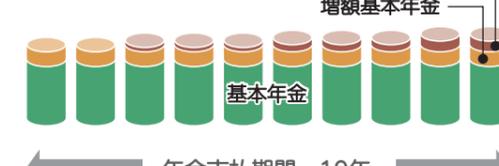
年金で受け取れます

● 5年確定年金【イメージ】



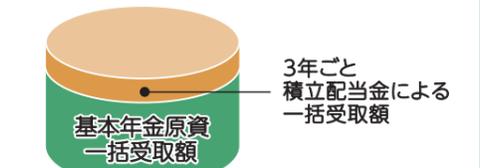
年金で受け取れます

● 10年確定年金【イメージ】



年金受取に代えて
一括でも受け取れます

● 一括でのお受取り【イメージ】



年金に代えて基本年金原資額を一括でお受け取りいただくこともできます。この場合の一括受取額は、年金でのお受取総額より少ない額となります。(一括でお受け取りいただいた場合、その時点でご契約は消滅いたします。)

※具体的な金額は保険設計書でご確認ください。

⚠️ お払い込みいただいた一時払保険料は預金のようにそのまま積み立てられるのではなく、以下の費用が差し引かれ
 <ご契約時> 保険契約の締結にかかる費用(販売、保険証券作成などにかかる費用等)が一時払保険料から差し引かれ
 <ご契約中> 死亡給付金などのお支払いや保険契約の維持に必要な費用が責任準備金から毎月差し引かれます。
 このため、**解約返戻金は、ご契約時からの経過年月数によっては、一時払保険料よりも少ない金額となる場合があります。**

ます。
 れます。 ※この費用は予定利率によって異なるため、具体的な数値や計算方法は記載しておりません。
 ※これらの費用は経過年数、予定利率によって異なるため、具体的な数値や計算方法は記載しておりません。
 ます。

保険用語のご説明

- 責任準備金** 将来の年金などをお支払いするために、保険契約者から払い込まれる保険料の中から積み立てられるものをいいます。
- 死亡給付金** 被保険者が年金支払開始日前にお亡くなりになられたときに支払われるお金のことです。ただし、災害死亡給付金が支払われる場合には死亡給付金はお支払いしません。
- 災害死亡給付金** 被保険者が年金支払開始日前に、不慮の事故(その事故の日から180日以内の死亡に限り)や所定の感染症を直接の原因としてお亡くなりになられたときに支払われるお金のことです。(所定の感染症については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。)
- 据置期間** ご契約から、年金支払開始までの運用期間のことです。
- 基本年金額** ご契約時に据置期間や保険料により定められる年金額のことです。

- 年金支払開始日** 被保険者の年齢が、年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。
- 確定年金** 被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存されているときに年金をお支払いします。被保険者が、年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前にお亡くなりになられたときは、年金支払期間中の未払年金の現価をお支払いします。
- 増額基本年金** 年金支払開始日までに積み立てられた3年ごと積立配当金で増額された年金です。
- 増加年金** 年金支払開始後に積み立てられた配当金で増額された年金です。なお、お支払時期は据置期間によって異なります。
- 未払年金の現価** まだお支払いしていない将来の年金をお支払いするのに必要な現在の積立金をいいます。(将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します。)

受取方法は3種類から選択できます

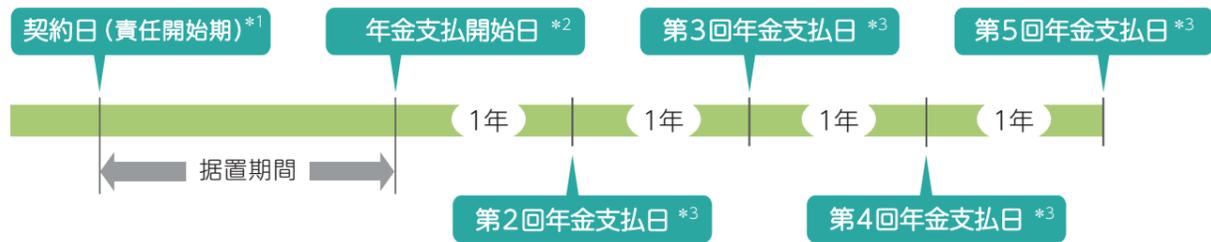
受取方法

年金でお受け取りいただく場合、支払期間5年または10年の確定年金からお選びいただけます。また、年金でのお受取りに代えて、一括でのお受取りもできます。

毎年の年金は、年1回お支払いします。なお、**基本年金額が60万円以上かつ1回あたりのお受取額が10万円以上**の場合、毎年の年金を**年2・4・6・12回**に分割してお支払いすることもできます。

年金支払日

年金支払期間5年のご契約の例(イメージ)



- *1 ご契約のお申込みを当社が承諾した場合で、一時払保険料相当額を当社が受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合は、告知の時)
- *2 被保険者の年齢が、年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日
- *3 年金支払開始日の年単位の応当日

(注) 上記の年金支払日が土、日、祝日などの金融機関休業日の場合は翌営業日が支払日になります。

万一のときは死亡給付金が支払われます

死亡給付金・災害死亡給付金

年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになられたときは、死亡給付金受取人に死亡給付金または災害死亡給付金をお支払いします。死亡給付金および災害死亡給付金は一時払保険料を下回ることはありません。なお、死亡給付金受取人は、被保険者の配偶者または3親等内の親族をご指定いただけます。

	お支払いする場合	お支払いする金額
死亡給付金	被保険者がお亡くなりになられたとき (ただし、災害死亡給付金が支払われる場合を除きます。)	責任準備金と一時払保険料のいずれか大きい方の金額
災害死亡給付金	被保険者が不慮の事故(その事故の日から180日以内の死亡に限ります。)や所定の感染症*でお亡くなりになられたとき *所定の感染症については『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。	死亡給付金の1.1倍の金額

- 死亡給付金・災害死亡給付金は、当社所定の金額以上の場合、一時金でのお受取りに代えて、年金でお受け取りいただくこともできます。
- 年金額は、死亡給付金額・災害死亡給付金額を年金支払期間年数で割ることにより算出します。死亡給付金・災害死亡給付金をもとにした年金の原資は、当社所定の利率により利息を付し、利息は年金支払最終回に一括して支払います。(この利率は経済事情により変更することがあります。)
- ※ 年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになられたときには、年金受取人(年金受取人が被保険者の場合には被保険者の法定相続人)に未払年金の現価を一括でお支払いします。(未払年金の現価につきましては、4ページの「保険用語のご説明」をご覧ください。)

契約者配当金について

契約者配当金は、責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益を超えた場合にご契約後3年ごとにお支払いします。契約者配当金については、今後のお支払いをお約束するものではなく、**運用実績などによって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。**年金支払開始日前の契約者配当金は、当社所定の利率(この利率は経済情勢により変更することがあります。)で積み立てておき(3年ごと積立配当金)、年金支払開始日に基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。3年ごと積立配当金は、年金支払開始日前であれば、ご請求によりいつでも引き出すことができます。

税制上の特典があります

(ご参考) 税制上のお取扱いについて

 記載の税制上のお取扱いは、2025年1月現在の税制による一般的なものであり、今後変更となる可能性もあります。実際のお取扱いにつきましては、所轄の国税局・税務署または税理士などの専門家にご確認ください。

● 一時払保険料

ご契約した年のみ生命保険料控除の対象となります。

※一般生命保険料控除の対象となり、個人年金保険料控除の対象にはなりません。

※他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

● ご契約を解約したとき

解約返戻金額と一時払保険料の差額(差益)が課税対象となります。

契約後5年以内の解約	契約後5年超の解約
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得*1) + 住民税

● 被保険者がお亡くなりになられたとき

死亡給付金などは、契約形態によって課税関係が異なります。

保険契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税関係
A	A	相続人	相続税*2
A	A	相続人以外	相続税
A	B	A	所得税(一時所得*1) + 住民税
A	B	C	贈与税

● 年金を受け取られている期間

■ 年金で受け取る場合

契約形態	課税時期	課税関係
保険契約者と年金受取人が同じ場合	毎年の年金受取時	所得税(雑所得*3) + 住民税
保険契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時	贈与税
	毎年の年金受取時	所得税(雑所得*4) + 住民税

■ 年金に代えて一括で受け取る場合

契約形態	課税時期	課税関係
保険契約者と年金受取人が同じ場合	受取時	所得税(一時所得*1) + 住民税
		贈与税
保険契約者と年金受取人が異なる場合		贈与税

*1 一時所得について

一時所得の課税対象額の計算は以下のとおりです。他の所得(給与所得、雑所得など)と合算して総合課税となります。

$$\left\{ \left(\text{解約返戻金額または死亡給付金などの金額または年金の一括受取額} - \text{一時払保険料} \right) - \text{特別控除額50万円} \right\} \times \frac{1}{2}$$

*2 死亡保険金*の相続税非課税枠について

保険契約者と被保険者が同一で、かつ死亡給付金受取人が相続人であるご契約に限り、相続税の非課税枠の適用が可能です。他の保険商品すべての死亡保険金などと合算して、下記の金額までは相続税が非課税となります。

$$\text{死亡保険金*などの相続税非課税枠} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人数}$$

※しんきんらいふ年金FSでは「死亡給付金」、「災害死亡給付金」が該当します。

*3 雑所得について

雑所得の金額の計算は右記のとおりです。他の所得(給与所得、一時所得など)と合算して総合課税となります。

$$\text{雑所得の金額} = \text{年金額} - \text{必要経費}$$

$$\text{必要経費} = \text{年金額} \times \text{必要経費割合*}$$

必要経費割合* (払込保険料総額 ÷ 年金受取総額またはその見込額)

※小数点以下第3位を切り上げて第2位まで算出。また雑所得の金額が25万円以上となる場合には、その金額の10.21%が源泉徴収されます。なお、この源泉徴収された金額は確定申告で精算されます。

*4 雑所得について

各年の年金収入金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分にのみ所得税が課税されます。

取扱条件

契約年齢範囲(被保険者)	0~80歳*1	最高保険料	最高基本年金額以内*2
据置期間	10~19年(1年単位)	保険料の単位	1,000円
年金支払開始年齢	10~90歳	最低基本年金額	10万円
年金受取方法(年金支払期間・種類)	5年・10年確定年金	最高基本年金額	3,000万円 (当社の他の個人年金保険と通算して)
最低保険料	50万円	基本年金額の単位	10円 (1円の位を切り上げ)

*1 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。

*2 1契約あたりの保険料は、1億円未満でのお取扱いとなります。1億円以上の保険料でお申し込みいただく場合、ご契約を2契約以上に分けてお申込みください。

ご留意いただきたいこと

- この保険は、高度障害状態になられた場合のお支払いはありません。
- 被保険者が病気やケガで入院の予定がある場合や入院中の場合、余命宣告を受けていることがわかっている場合は、お申し込みいただけません。(特別養護老人ホーム等の介護施設に入居中かつ、常時介護を必要とする状態や寝たきりの場合は入院中と同様とみなします。)
- 保険契約者が老人ホーム等に入居されている場合など、現住所と本人確認書類のご住所が不一致の場合はお申し込みいただけません。
- 保険契約者と被保険者が同一の契約の場合、「証券作成日」*の翌月下旬に、保険契約者あてにTOPPANエッジ株式会社(当社業務委託先)から「マイナンバー申告書」を送付いたします。なお、マイナンバー申告書のご提出がない場合は、約5週間後に再発送されます。

*「証券作成日」はご加入後に送付する「生命保険証券」にてご確認ください。

クーリング・オフ制度について

- 8日以内であれば、ご契約のお申込みを撤回することができます。(クーリング・オフ制度)

申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます。)は、ご契約のお申込日またはお振り込みいただいた一時払保険料(充当金)が当社へ着金した日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。

※くわしくは、「契約締結前交付書面(ご契約の概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

ご自身の望む人生を実現するには、必要な備えを正しく理解することが大切です。ここでは、必要な備えを理解するもとなる公的保障について説明します。また、リスクへの「備え」の基本は公的保障です。そして、公的保障で不足する部分に備え、補完するのが生命保険の役割です。

1 老後資金不足のとき

▶老後の生活を守るための公的保障として「老齢年金」があります。

老齢基礎年金

国民年金の保険料納付済期間(免除期間などを含む)が原則10年以上ある方に65歳から支給されます。国民年金に40年加入し、全期間が保険料納付済期間である場合、65歳から満額が支給されます。ただし、保険料納付済期間が40年未満の場合は減額されます。

老齢厚生年金

老齢基礎年金に上乗せして、原則65歳から支給されます。年金額は、平均標準報酬月額*1、平均標準報酬額*2、加入期間にもとづいて計算されます。

特別支給の老齢厚生年金

厚生年金加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間をみたしている方で、女性であれば生年月日が昭和41年4月1日までの方、男性(女性でも公務員などの期間がある方)であれば、生年月日が昭和36年4月1日までの方が対象となります。特別支給の老齢厚生年金の金額は、平均標準報酬月額*1、平均標準報酬額*2、加入期間にもとづいて計算された年金額が、生年月日により開始年齢が決まっている年齢から65歳になるまでの間、支給されます。

- *1 平均標準報酬月額は、2003年3月以前の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額を再評価率で修正した後の平均額です。
- *2 平均標準報酬額は、2003年4月以後の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額と標準賞与額を再評価率で修正した後の合算した平均額です。

ご自身が将来受け取れる公的年金額を、厚生労働省の「公的年金シミュレーター」で試算してみましょう!!



「働き方・暮らし方」の変化に応じて
将来受け取る年金額を試算できる



出典：厚生労働省「公的年金シミュレーター使い方ホームページ」をもとに当社作成

2 就業不能のとき

▶働けなくなったときのその後の生活を守る公的保障として「傷病手当金」や「障害年金」があります。

傷病手当金

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やケガのために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合に支給される制度です。休業が3日以上継続すると4日目から支給の対象となり、1日について標準報酬日額相当*1の3分の2の手当てが通算で1年6か月支給されます。

障害基礎年金

障害等級1級・2級と認定された被保険者に対して支給されます。受給権がある方によって生計を維持されている子*2がいる場合、子の加算が支給されます。障害基礎年金の支給を受けるためには、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上保険料を納めていること等が必要です。

- *障害認定日は初診日から起算して1年6か月を経過した日、またはそれ以前で症状が固定した日のいずれかです。
- *障害等級は、身体障害者手帳などの等級とは基準が異なります。

障害厚生年金

厚生年金の被保険者期間中に初診日がある傷病で、障害認定日に障害等級1級から3級までの障がいの状態にあるときに支給されます(ただし、保険料納付要件をみたす必要があります)。なお、障害等級1級から3級に該当せず、一定の障がい状態にある場合、障害手当金が支給される場合もあります。障害厚生年金・障害手当金の支給額は、平均標準報酬月額、平均標準報酬額、被保険者期間により異なります。

※障害厚生年金の障害等級の1級・2級は、障害基礎年金と共通、3級は厚生年金独自で定められています。

- *1 直近の継続した12か月間の標準報酬月額の平均額の30分の1です。公務員などの場合、基準額の算定方法が異なるケースもあります。
- *2 「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

3 死亡のとき

▶「万一」のことがあったときに、このこされた家族のその後の生活を守る公的保障として「遺族年金」があります。

遺族基礎年金

亡くなった方に生計を維持されていた「子のある配偶者(妻または夫)」または「子」*に支給されます。

遺族厚生年金

遺族厚生年金を受けられる遺族は、亡くなった方に生計を維持されていた①配偶者・子、②父母、③孫、④祖父母ですが、妻以外の遺族は、年齢要件があります。また、①の方に遺族厚生年金の受給権がある場合、②以下の遺族に遺族厚生年金は支給されません。年金額は、亡くなった方の厚生年金の加入履歴をもとに計算した報酬比例の年金額の4分の3相当額です。遺族が「子のある配偶者」または「子」の場合は、遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給され、子のいない30歳未満の妻に支給される遺族厚生年金は5年間の有期年金です。

中高齢寡婦加算

一定の要件をみたした妻が受け取る遺族厚生年金には、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。

寡婦年金

亡くなった夫が一定の要件をみたし、その夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、死亡当時のその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間、寡婦年金が支給されます。

- * 「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

4 要介護のとき

▶ 介護が必要になったときの公的保障として、介護サービスを受けることができる「公的介護保険」があります。

公的介護保険は、所定の要介護（要支援）状態になった場合に、支給限度額内であれば、対象の介護サービスを1割（一定以上の所得のある65歳以上の人は2割または3割）の自己負担で利用できる制度です。満40歳以上の方が加入し、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）に区分されます。第2号被保険者は、加齢にともなって生ずる特定の疾病による要介護（要支援）状態のみが保障の対象となります。

●公的介護保険の受給対象

39歳以下の方	対象外	
40～64歳の方	加齢にともなって生ずる特定の疾病を原因とするもの* 給付対象	左記以外を原因とするもの（交通事故など） 給付対象外
65歳以上の方	原因を問わず 給付対象	

* ●がん(末期) ●関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症
●初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症
●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

●要介護（要支援）認定の目安

要介護度	身体の状態例
要支援 1	日常生活の動作の一部(入浴・掃除など)に何らかの介助を必要とする
要支援 2	要介護1相当ではあるが、生活機能の維持改善の可能性が高い
要介護 1	日常生活の動作の一部や移動の動作などに何らかの介助を必要とするもの忘れおよび理解の一部低下がみられることがある
要介護 2	日常生活の動作、食事、排せつなどに何らかの介助や支えを必要とするもの忘れおよび直前の動作の理解に一部低下がみられる
要介護 3	日常生活の動作、食事、排せつなどに介助や支えを必要とするもの忘れおよび問題行動、理解の低下がみられる
要介護 4	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではほとんどできない多くの問題行動や理解の低下がみられる
要介護 5	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではできない多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる

5 病気・ケガのとき

▶ 病気やケガで入院や手術をしたときの公的保障として、「公的医療保険」があります。

公的医療保険の対象となる診療は「保険診療」で、「先進医療」や「自由診療」は公的医療保険の対象外となります。

医療費	保険診療									
	公的医療保険負担	1～3割自己負担								
●医療費の自己負担割合	<table border="1"> <tr> <td>小学校入学前</td> <td>2割</td> </tr> <tr> <td>小学生以上70歳未満</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>70～74歳</td> <td>2割 *1</td> </tr> <tr> <td>75歳以上</td> <td>1割 *2</td> </tr> </table>		小学校入学前	2割	小学生以上70歳未満	3割	70～74歳	2割 *1	75歳以上	1割 *2
小学校入学前	2割									
小学生以上70歳未満	3割									
70～74歳	2割 *1									
75歳以上	1割 *2									
●自己負担限度額(70歳未満)	1か月あたりの自己負担額が限度額を上回った場合、 高額療養費制度により超過分が支給 されます。									
標準報酬月額	所得区分	自己負担限度額								
	83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <4回目以降:140,100円>								
	53万円以上 83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <4回目以降:93,000円>								
	28万円以上 53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <4回目以降:44,400円>								
	28万円未満	57,600円 <4回目以降:44,400円>								
	住民税非課税	35,400円 <4回目以降:24,600円>								

*各自治体の補助などにより、実際の負担が軽減されている場合があります。

6 身体障がい

▶ 身体障がい者へのさまざまな福祉制度のうち、原則自己負担1割でサービスが受けられる「自立支援給付」があります。

市町村に申請し「障害支援区分(区分1～6)」等の認定を受け、利用します。

●自立支援給付の種類 ※自己負担は原則1割です(所得に応じた自己負担上限あり)。

障害福祉サービス	障がい者の日常生活の支援をする「介護給付」と日常生活の向上や就労支援等を目的とする「訓練等給付」があります。
自立支援医療	障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。(所得制限があります。)
補装具	義肢・装具・車いす等の購入を市町村に申請することによって支給されます。

出典：全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について(2021年4月版)」

▶ 身体障害者福祉法で定める「身体障がい」とは、以下の身体の機能の障がいのことです。**障害部位ごとに1級から7級の「障害程度等級」が定められています。**

6級以上の障がいに認定されると「身体障害者手帳」が交付されます。

障害部位	認定される等級	障害部位	認定される等級
視覚障害	1～6級	呼吸器機能障害	1・3・4級
聴覚または平衡機能の障害	2～6級	膀胱または直腸の機能障害	1・3・4級
音声・言語・そしゃく機能の障害	3・4級	小腸機能障害	1・3・4級
肢体不自由	1～7級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級
心臓機能障害	1・3・4級	肝臓機能障害	1～4級
腎臓機能障害	1・3・4級		

あらかじめ指定されたご家族等がご利用いただけます

無料

しんらいの ご家族サポートサービス

✓ 保険契約者・被保険者にもしものことがあったとき、指定されたご家族等がサポートできるサービスです。

お客さまのご家族登録制度

例えば…高齢の親の契約内容を確認したい

→ご家族を登録していれば契約内容を確認できます!

保険契約者代理特約

例えば…保険契約者が認知症などで意思表示が難しく、ご自身ではお手続きができません

→保険契約者代理人を指定していればご契約に関するお手続きができます!

指定代理請求特約

例えば…被保険者が事故や病気などで意識不明となり、意思表示ができません

→指定代理請求人を指定していれば年金を請求できます!



「お客さまのご家族登録制度規約」については
当社ホームページでご確認ください。

詳細ページはこちら→



※ご検討にあたっては「お客さまのご家族登録制度規約」「ご契約の概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください

保険契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます*

KUMONの脳トレ

✓ 1日10分、自宅で脳の健康づくり!

認知症予防等を目的に、KUMONのオリジナル「教材」「測定」「情報」をセットでご提供するサービスです。

自宅で、気軽に、楽しく、毎日学習できます。

- 川島隆太教授(東北大学加齢医学研究所) 監修によるオリジナル教材学習と月1回の脳機能測定(セルフチェック)
- 自宅に直接お届け、1日10分程度で楽しくできる



*当社の特典をご利用いただくことで1か月分のご利用料金が無料となります

保険契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます

無料



フコクしんらい生命の無料相談室 フコクしんらいダイヤルサービス

✓ 健康・介護相談 (健康ダイヤルサービス)

健康に関するお問合わせから急な発熱や病気の症状、介護の不安や悩みについて、24時間365日、専門家に電話で無料相談できます!

専門スタッフに
相談いただけます

看護師

介護支援
専門員

医師 ^{※1}
_{※2}

栄養士 ^{※2}

※1 医師の相談は精神科・心療内科を除きます ※2 医師・栄養士の相談は予約となる場合があります

✓ 年金相談 (年金ダイヤルサービス)

公的年金に関する一般的なご相談に社会保険労務士がお答えします。

- ▶ 毎週火、水、木曜日(祝日、年末年始を除く)
- ▶ 午前10時～午後5時 ※当日10時より先着順で予約受付

✓ 税務相談 (税務ダイヤルサービス)

税務に関する一般的なご相談に税理士がお答えします。

- ▶ 毎週水曜日(祝日、年末年始を除く)
- ▶ 午前10時～午後5時 ※当日10時より先着順で予約受付



保険契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます*

クオネコ見守りサービス ハローライト訪問プラン

✓ ヤマト運輸の高齢者見守りでご家族に安心を

おうちのトイレや廊下などの電球をハローライト電球に交換するだけで始められる見守りサービス!

24時間電球のON/OFFが確認できない場合に異常を検知し事前設定した通知先へメールでお知らせし、通知先の方からのご依頼があれば、ヤマト運輸のスタッフが代わりに訪問いたします。



*当社の特典をご利用いただくことで初月料金が無料となります。

※「しんらいのご家族サポートサービス」以外は、フコクしんらい生命が提携する企業が提供するサービスです。ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、フコクしんらい生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください
・各サービスは2025年4月時点のものであり、予告なく変更・終了する場合がありますのであらかじめご了承ください
・各サービスの内容およびご利用できるご家族の詳細につきましては、当社ホームページをご確認ください

ご契約の概要 ~必ずお読みください~

- 「ご契約の概要」(P15~18)は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- 「ご契約の概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しております。お支払事由の詳細や制限事項の詳細ならびに主な保険用語の説明などについては『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますのでご確認ください。

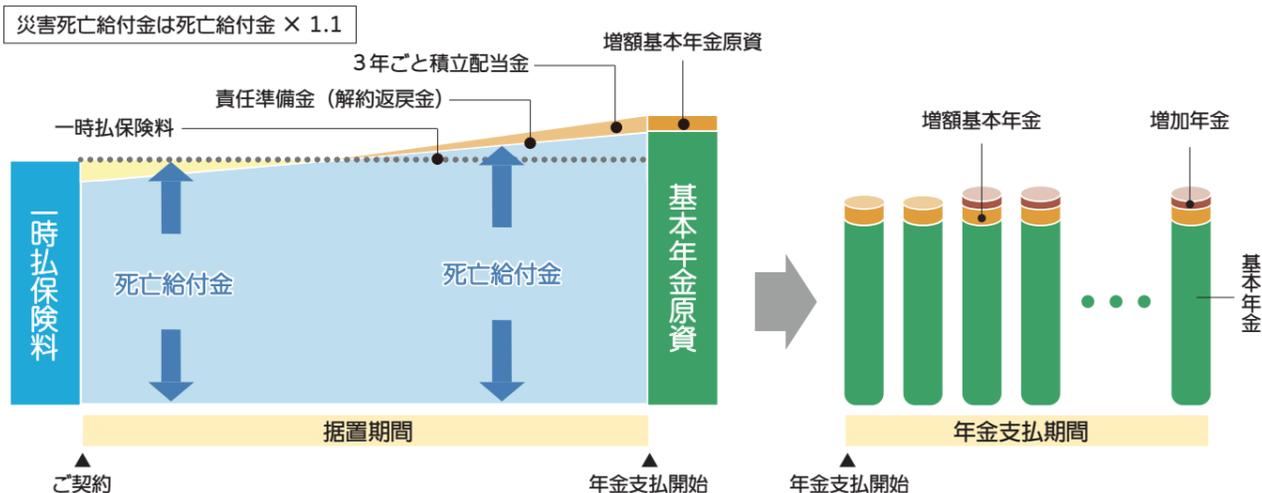
1 引受保険会社の名称と住所など

- ◆ 名称 フコクしんらい生命保険株式会社
- ◆ 住所 〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1
TEL 03-6731-2100 (代表)
ホームページ <https://www.fukokushinrai.co.jp>

2 商品の特征としくみ図

- ◆ この商品の正式名称は3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険です。
- ◆ この商品は、年金支払開始日以後一定の期間にわたって、あらかじめ定めた基本年金額を毎年お受け取りいただける個人年金保険です。
- ◆ 年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになられた場合は、所定の死亡給付金をお支払いします。また、不慮の事故または所定の感染症を原因としてお亡くなりになられた場合は、死亡給付金額の1.1倍の金額を災害死亡給付金としてお支払いします。
- ◆ 年金の種類は、5年確定年金、10年確定年金があります。また、毎年の年金に代えて、一時金(年金の一括支払)で受け取ることもできます。
- ◆ 死亡給付金・災害死亡給付金は、一時金でのお支払いに代えて、所定の要件をみたせば年金でお支払いすることもできます。

しくみ図 (イメージ図)



注意 保険契約の締結・維持にかかる諸費用を一時払保険料から控除させていただいております。そのため、ご加入後一定期間内に解約された場合、解約返戻金は一時払保険料を下回ります。

参照 この商品では、お払い込みいただく一時払保険料の額を最初に定め、それにもとづいてご契約の基本年金額を算出します。『基本年金額・基本年金額原資一括受取額・解約返戻金額 例表』に、一時払保険料100万円に対する基本年金額を例示しておりますのでご覧ください。

3 年金の受取方法について

年金種類	年金支払期間
確定年金	5・10年

○ あらかじめ定めた年金支払期間中、年金をお支払いします。
○ 年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合、残りの年金支払期間の未払年金の現価(年金をお支払いするために積み立てられている金額)を一括してお支払いします。
○ 年金支払開始日以後、年金支払期間の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間の将来の年金のお支払いに代えて、残余年金支払期間の年金現価相当額を、一括してお支払いすることもできます。この場合、ご契約は年金の一括支払を行ったときに消滅します。

※ 年金支払開始日前に限り、年金支払期間の変更、また年金支払開始日の繰下げができます。

4 死亡給付金または災害死亡給付金について

死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前にお亡くなりになられたとき(災害死亡給付金が支払われる場合を除く。)は、被保険者がお亡くなりになられたときまでの経過年月数により計算した責任準備金相当額と一時払保険料のいずれか大きい金額をお支払いします。
災害死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前につきのいずれかを直接の原因としてお亡くなりになられたときは、上記の死亡給付金額の1.1倍の金額をお支払いします。 ○ 責任開始期以後に発生した不慮の事故(その事故の日から180日以内の死亡に限りです。) ○ 責任開始期以後に発病した所定の感染症

※ 死亡給付金または災害死亡給付金を一時金でのお支払いに代えて、所定の要件をみたせば年金でお支払いすることもできます。
※ 「不慮の事故」および「所定の感染症」については、『ご契約のしおり・約款』② 年金・給付金の支払いをご覧ください。

5 ご契約の取扱条件

契約年齢範囲(被保険者)	0~80歳*1	最高保険料	最高基本年金額以内*2
据置期間	10~19年(1年単位)	保険料の単位	1,000円
年金支払開始年齢	10~90歳	最低基本年金額	10万円
年金受取方法(年金支払期間・種類)	5年・10年確定年金	最高基本年金額	3,000万円 (当社の他の個人年金保険と通算して)
最低保険料	50万円	基本年金額の単位	10円 (1円の位を切り上げ)

*1 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。

*2 1契約あたりの保険料は、1億円未満でのお取扱いとなります。1億円以上の保険料でお申し込みいただく場合、ご契約を2契約以上に分けてお申込みください。

6 保険契約者代理特約について

◆ご契約に保険契約者代理特約を付加することにより、保険契約者が手続きを自ら行うことができない「特別な事情」※があるときに、保険契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者に代わって住所変更や解約などの手続きを行うことができます。

※「特別な事情」とは、保険契約者が手続きを自ら行うことができないつぎのような事情があると当社が認めた場合をいいます。

- ・保険契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難であるとき
- ・その他上記に準じる状態であるとき

◆保険契約者はつぎの範囲内であらかじめ1人の方を保険契約者代理人として指定してください。なお、代理手続きを行う場合には、代理手続き時においても、つぎの範囲内である必要があります。

- 保険契約者の戸籍上の配偶者、直系血族、3親等内の血族
- 保険契約者と同居し、または、生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族 など

◆保険契約者は、上記の範囲内で保険契約者代理人を変更することができます。また、保険契約者代理人が不要になった場合には、保険契約者代理特約を解約することができます。

◆代理手続きにより年金・給付金や解約返戻金などをお支払いした場合、その後に同一のご請求を受けた場合でも、当社は重複してのお支払いはいたしません。

 くわしくは、『ご契約のしおり・約款』③しんらいのご家族サポートサービスの 保険契約者代理特約 をご覧ください。

7 指定代理請求特約について

◆被保険者と年金受取人が同一人であるご契約の場合、ご契約に指定代理請求特約を付加することにより、年金を被保険者ご自身が請求できない「特別な事情」※があるときに、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が年金の代理請求をすることができます。また、指定代理請求人が年金を代理請求できない場合でも、請求時において所定の要件に該当する方（代理請求人）が年金の代理請求をすることができます。

※「特別な事情」とは、被保険者が、心神喪失の常況にあるため、年金を請求できないときなど、年金を請求できない事情があると当社が認めた場合をいいます。

* 第1回の年金のみ代理請求の対象となります。ただし、第1回の年金が代理請求された場合、年金の受取人が年金を請求できない「特別な事情」が継続する限り、第2回以後の年金も同じ代理人から代理請求をすることができます。

◆保険契約者は、被保険者の同意を得て、つぎの範囲内で1人の方を指定代理請求人として指定してください。なお、年金の代理請求を行う場合には、年金の請求時においても、つぎの範囲内である必要があります。

- 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、3親等内の血族
- 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 など

◆保険契約者は、被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。また、指定代理請求人の指定が不要になった場合には、その指定を取り消すことができます。

◆年金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後に被保険者ご本人からご請求を受けた場合でも、当社は重複してのお支払いはいたしません。

 くわしくは、『ご契約のしおり・約款』③しんらいのご家族サポートサービスの 指定代理請求特約 をご覧ください。

8 契約者配当金について

◆契約者配当金は、責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益を超えた場合にご契約後3年ごとにお支払いします。したがって、今後のお支払いをお約束するものではなく、運用実績などによって変動（増減）し、お支払いできないこともあります。

◆年金支払開始日前の契約者配当金は当社所定の利率（この利率は経済情勢により変更することがあります。）で積み立てます（3年ごと積立配当金）。

- ◆契約者配当金のお支払方法はつぎのとおりです。
 - ・3年ごと積立配当金は年金支払開始日に基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します（増額基本年金）。
 - ・年金支払開始日前の3年ごと積立配当金は、年金支払開始日前であれば、ご請求によりいつでも引き出すことができます。
 - ・年金支払開始日後の契約者配当金は、年金額を定額とする年金保険の一時払保険料に充当し、基本年金などとあわせて年金受取人にお支払いします（増加年金）。

9 解約返戻金について

◆ご契約の解約等の場合には、経過年月数等に応じた解約返戻金をお支払いします。

◆ご契約後、短期間で解約された場合、解約返戻金額は、一時払保険料を下回る場合があります。

 くわしくは、注意喚起情報⑥ご契約の解約と解約返戻金のお取扱いについて をご覧ください。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、
「フコクしんらい生命 お客様サービス室」へご連絡ください



フコクしんらい生命 お客様サービス室
TEL 0120-700-651 (通話料無料)
受付時間 9:00~18:00 (土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

●この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

 くわしくは、本書面25ページ をご覧ください。

注意喚起情報 ~必ずお読みください~

- 「注意喚起情報」(P19~25)は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますのでご確認ください。

1 クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回または解除）

申込者または保険契約者（以下「申込者等」といいます。）はご契約の申込日または当社指定の金融機関の口座へお振り込みいただいた一時払保険料（充当金）が指定口座へ着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて **8日以内**であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

- ◆ お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または記録媒体の発信時に効力を生じます。
- ◆ お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。また、当社は、申込者等に対しお申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- ◆ お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に給付金のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に、申込者等が給付金のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

お申込みの撤回等ができない場合

- 既契約の内容変更のとき

お申込みの撤回等のお申出方法

書面によるお申出の場合

- 書面には、つぎの内容をご記入のうえ、申込者等がご署名してください。

①お申込みの撤回等をする旨 ②お申出日 ③申込者等の住所 ④証券番号
⑤募集代理店名 ⑥保険料返金口座（申込者等の本人名義の口座）

（ご記入いただく内容は個人情報になりますので、できるだけ封書で当社あてにお申出ください。）

- 郵便にてつぎの住所あてにお申出ください。

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1
フコクしんらい生命保険株式会社 クーリング・オフ担当 行

- 書面の発信時（郵便の消印日付）にお申込みの撤回等の効力が生じます。

電磁的記録によるお申出の場合

- 当社では、電磁的記録によるお申出の主たる窓口として、当社ホームページにお申出窓口を設定しております。

フコクしんらい生命
【ホームページ】 <https://www.fukokushinrai.co.jp>

- お申出の送信時にお申込みの撤回等の効力が生じます。

2 職業などの告知（告知義務）

告知義務

- ◆ 保険契約者や被保険者には当社がおたずねする事項について告知をしていただく義務があります。
 - ご契約に際して、当社がおたずねする告知事項について、**事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）**ください。
 - 告知の内容によってはご契約をお断りすることもあります。



告知受領権

- 告知受領権は当社が有しています。
- 当社の代理店（生命保険募集人）には告知受領権がなく、口頭で伝えても告知したことになります。

お申込内容などの確認

- ◆ ご契約のお申込後または死亡給付金などのご請求の際、当社の確認担当社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

正しく告知されない場合

- ◆故意または重大な過失によって、事実を告知しない場合、または事実と違うことを告知した場合、責任開始日（または復活日。以下同じ）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。



責任開始日から2年を経過していても、死亡給付金などのお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

ご契約を解除した場合

死亡給付金などをお支払いする事由が発生していても、当社はこれをお支払いすることはできません。

（ただし、「死亡給付金などのお支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、死亡給付金などをお支払いすることがあります。）

- 以下の場合は、当社はご契約を解除することはできません。
 - ・告知にあたり、当社の代理店（生命保険募集人）が、告知をすることを妨げた場合
 - ・告知にあたり、当社の代理店（生命保険募集人）が、告知をしないことや事実でないことを告げることをすすめた場合

- ◆上記のご契約を解除する場合以外にも、ご契約の締結状況などにより、死亡給付金などをお支払いできないことがあります。

例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、死亡給付金などをお支払いできないことがあります。

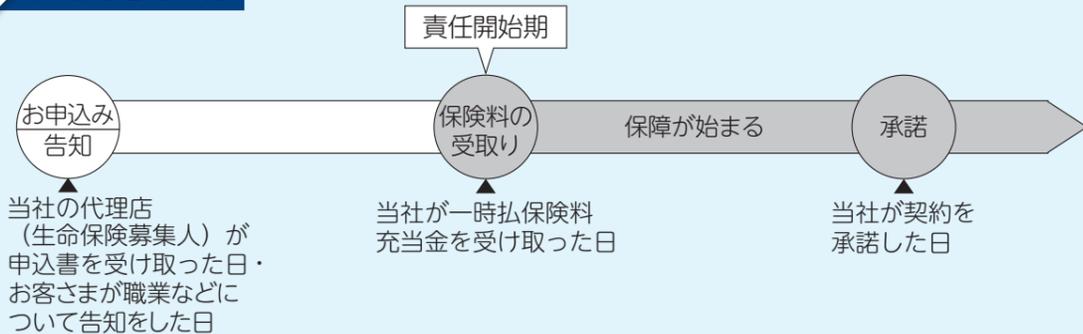
この場合、

- 責任開始日からの年数は問いません。
（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後も取消しとなることがあります。）
- すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

3 保障の開始（責任開始期）

お申し込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、一時払保険料充当金を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保険契約上の保障が開始されます。

責任開始期の例



当社の代理店（生命保険募集人）の権限

当社の代理店（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4 死亡給付金などをお支払いできない場合

つぎのような場合には、死亡給付金などのお支払いができません。

- 責任開始期（または復活日）前の不慮の事故などを原因とする場合
ただし、ご契約の際の告知等により当社がその原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかった場合など、約款に特に規定があるときは、災害死亡給付金のお支払いをすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合
- 重大事由によりご契約が解除された場合
（例）
 - ・保険契約者などが死亡給付金などを詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故を起こしたとき
 - ・保険契約者、被保険者または年金・給付金の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など
- ご契約が失効した場合
- 保険契約について保険契約者などの詐欺の行為があっご契約が取消しになった場合
- 死亡給付金などの不法取得目的があっご契約が無効になった場合
- 死亡給付金などの免責事由に該当した場合
（例）
 - ・責任開始日から3年以内に被保険者が自殺により死亡したとき
 - ・死亡給付金受取人などの故意または重大な過失によりお支払事由に該当したとき など



具体例など詳しくは、『ご契約のしおり・約款』④ 年金・給付金をお支払いできない場合をご覧ください。

5 ご契約の失効・復活に関する事項

ご契約の失効

- ◆契約者貸付をご利用された場合、貸付金のご返済がないと、貸付元利金が増加して解約返戻金額を超過し、ご契約が失効することがあります。

ご契約の復活

- ◆いったん失効したご契約でも、失効後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。

6 ご契約の解約と解約返戻金のお取扱いについて

お払い込みいただいた一時払保険料は預金のようにそのまま積み立てられるのではなく、以下の費用が差し引かれます。

ご契約時	保険契約の締結にかかる費用（販売、保険証券作成などにかかる費用等）が一時払保険料から差し引かれます。 ※この費用は予定利率によって異なるため、具体的な数値や計算方法は記載しておりません。
ご契約中	死亡給付金などのお支払いや保険契約の維持に必要な費用が責任準備金から毎月差し引かれます。 ※これらの費用は経過年数、予定利率によって異なるため、具体的な数値や計算方法は記載しておりません。

このため、**解約返戻金は、ご契約時からの経過年数によっては、一時払保険料よりも少ない金額となる場合があります。**

参照 くわしくは、『ご契約のしおり・約款』⑩ ご契約の解約と解約返戻金 をご覧ください。

7 業務または財産の状況の変化による年金額などの削減について

◆ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額、解約返戻金額および将来の年金額などが削減されることがあります。

◆ 当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の給付金額、解約返戻金額および将来の年金額などが削減されることがあります。

参照 くわしくは、『ご契約のしおり・約款』お願いとお知らせ「生命保険契約者保護機構」について をご覧ください。

8 現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

現在ご契約の保険契約を解約・減額するときには、一般的につきの点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。

◆ 新たにお申込みの保険契約についても告知義務があるため、**告知の内容によっては新たな保険契約のお引受けができなかったり、告知の内容が事実と相違していたことにより新たな保険契約が解除・取消しとなることもあります。**

9 税制上のお取扱いについて

参照 くわしくは、『ご契約のしおり・約款』⑭ 生命保険と税金、『商品パンフレット』税制上のお取扱いについて をご覧ください。

10 死亡給付金などのご請求について

◆ 死亡給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、その可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに「フコクしんらい生命 お客様サービス室」にご連絡ください。

◆ 死亡給付金などのお支払事由、ご請求手続き、死亡給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、『ご契約のしおり・約款』・当社ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
(ホームページアドレス：<https://www.fukokushinrai.co.jp>)

◆ 当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、保険契約者・被保険者の**ご住所や通信先等を変更された場合には、必ずご連絡ください。**

◆ 死亡給付金などのお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていれば、それぞれの契約について死亡給付金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

◆ ご契約に保険契約者代理特約を付加することにより、保険契約者が受取人となる年金・給付金について、ご自身が請求できない特別な事情があるときに、保険契約者代理人が年金・給付金を代理で請求することができます。

▶ 保険契約者代理人となられる方に、ご契約の内容および代理手続きを行うことができる旨、お伝えください。

参照 くわしくは、『ご契約のしおり・約款』③ しんらいのご家族サポートサービスの 保険契約者代理特約 をご覧ください。

◆ 被保険者と年金受取人が同一人であるご契約の場合、ご契約に指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる年金について、ご自身が請求できない特別な事情があるときに、指定代理請求人が年金を代理で請求することができます。

▶ 指定代理請求人となられる方に、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

参照 くわしくは、『ご契約のしおり・約款』③ しんらいのご家族サポートサービスの 指定代理請求特約 をご覧ください。

11 預金ではありません

この商品は預金ではなく、当社を引受保険会社とする生命保険です。したがって、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはならないことから、預金保険制度による元本の返済の保証はありません。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、「フコクしんらい生命 お客様サービス室」へご連絡ください



フコクしんらい生命 お客様サービス室

TEL 0120-700-651 (通話料無料)

受付時間 9:00~18:00 (土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

- この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス: <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合には、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

Web約款のご案内

ホームページで「ご契約のしおり・約款」を簡単にご確認いただけます

当社では、お客さまの利便性向上と紙資源削減による環境負荷軽減のため、ホームページにWeb約款[※]を掲載し、ご提供しています。なお、この取組みは、SDGsにおける17の目標のうち「12.つくる責任 つかう責任」につながる取組みです。

※ [Web約款] とは、当社ホームページで閲覧いただける「ご契約のしおり・約款」のことです。



スマートフォンやパソコン等でいつでも閲覧できます

文字を拡大して閲覧できます

検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に閲覧できます

SDGs
12
つくる責任
つかう責任

Web約款の閲覧方法

1. フコクしんらい生命 Web約款ページにアクセスしてください。

保険をご検討中



QRコードを読み取る方法

スマートフォンなどからQRコードを読み取り、アクセスしてください。



URLを入力する方法

つぎのURLまでアクセスしてください。

<https://www.fukokushinrai.co.jp/agreement/consider/>

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

ご契約成立（保険証券到着）後



QRコードを読み取る方法

スマートフォンなどからQRコードを読み取り、アクセスしてください。



URLを入力する方法

つぎのURLまでアクセスしてください。

<https://www.fukokushinrai.co.jp/agreement/contractor/>

2. 該当の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。PDFファイルが開きます。

3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険（一時払型）（販売名称：しんきんらいふ年金FS）の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

- ① 「ご契約のしおり・約款」の中から該当する契約日のボタンを選択してください。
※契約日は保険証券に記載されています。
- ② 「信用金庫よりご加入」を選択してください。
- ③ 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険（一時払型）（販売名称：しんきんらいふ年金FS）の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

冊子版「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合

冊子版の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合は、生命保険契約申込書の「冊子を希望します」に✓をしてください。ご契約成立後に当社より「ご契約のしおり・約款」を郵送いたします。「ご契約のしおり・約款」は保険証券とともに大切に保管してください。